

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 1 | 市民税の賦課に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、市民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 市民税の賦課に関する事務 |
| ②事務の内容 | 地方税法その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、住民からの申告又は調査等により個人住民税の賦課決定を行う事務。 ①個人住民税の賦課決定のための課税情報管理 |
| ③対象人数 | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 個人住民税システム |
| ②システムの機能 | 1. 納税者管理機能: 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2. 当初資料管理機能: 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3. 課税情報管理機能: 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4. 期割情報管理機能: 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5. 異動・更正処理機能: 所得、控除、徴収方法等に変更が生じた場合に住民税更正処理を行う。 6. 扶養情報管理機能: 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 7. 通知書発行機能: 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 8. 課税・非課税証明書発行機能: 課税・非課税証明書を発行する。 9. 他団体への通知機能: 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 10. 公的年金特別徴収事務機能: 公的年金からの特別徴収事務における、市と年金保険者とで必要なデータの作成、取込を行う。 11. 国税連携関係事務機能: 国税庁から送られてきた確定申告書の内容の精査、管理を行う。 12. 申告書作成機能: 申告会場にて、確定申告書や市県民税申告書を作成する。 ※10、11について、eLTAXを通じて取得したデータを個人住民税システムに取り込む場合は媒体を介して行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 () |
| システム2 | |
| ①システムの名称 | eLTAXシステム |
| ②システムの機能 | 1. 地方税電子申告機能: 給与・公的年金支払報告書、特別徴収事務に関する申請書等、税額決定通知データを送受信する。 2. 公的年金等特別徴収機能: 公的年金等特別徴収に必要なデータを送受信する。 3. 国税連携機能: 所得税確定申告書データ等を送受信する。 4. 寄附金控除申告特例通知受領機能: 寄附金控除に係る申告特例通知データを受領する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 () |

| システム3 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム |
| ②システムの機能 | <p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理: 各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認: 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能: 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能: 各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会: 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p> |
| システム4 | |
| ①システムの名称 | 中間サーバ |
| ②システムの機能 | <p>1. 符号管理機能: 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する</p> <p>2. 情報照会機能: 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行なう</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行なう</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行なう</p> <p>10. システム管理機能: バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法19条第8号 別表第二(別紙1を参照) |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 行政経営部 市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 個人住民税ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 課税対象者、市外の被扶養者 |
| その必要性 | 個人住民税の適正課税を行う上で必要となる範囲 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(エラーコードなど)) |
| その妥当性 | <<識別情報>> 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報のため保有 <<連絡先等情報>> 個人特定時の真正性、賦課期日時点の世帯情報の確認及び税額通知書の送付先把握のため <<業務関係情報>> ・国税関係情報、地方税関係情報: 賦課を行うための情報を保有 ・生活保護関係情報、障害者関係情報: 正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・年金特徴関係情報: 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有 ・技術的事項: 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 / 重要な変更(③対象となる本人の範囲)実施予定日:平成29年9月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 行政経営部 市民税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 個人住民税の適正課税、効率化 | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民税課、資産税課、納税課、子ども支援課、保育課、福祉総務課、生活支援課、障害福祉課、高齢介護課、健康増進課、市民課、尾山台出張所、上尾駅出張所、証明書発行センター、平方支所、原市支所、大石支所、上平支所、大谷支所、保険年金課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | [100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | ＜選択肢＞ | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| ＜選択肢＞ | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | | 1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に一本化した資料を基に賦課を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. その他 | | | | | | | |
| | 情報の突合 | 1. 提出された課税資料に記載のある情報から賦課決定等を行う。 2. 扶養情報等と申告情報を突合し、申告内容の確認を行う。 | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 個人住民税システムの運用保守 | |
| ①委託内容 | 個人住民税システムの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社 RKKCS | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (62) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (26) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 |
| ②提供先における用途 | 番号法別表第2に関する各事務 |
| ③提供する情報 | 番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 番号法別表第2における地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

| | |
|------------------------|--|
| 移転先1 | 番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第1 |
| ②移転先における用途 | 番号法別表第1に関する各事務 |
| ③移転する情報 | 市・県民税関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 市・県民税課税台帳に登録されている者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 業務の中で必要な都度 |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 課税台帳ファイル

○課税情報

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・異動事由
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・警告エラー無視サイン
- ・前住地課税区分
- ・所得__営業(営業等内訳)
- ・所得__農業
- ・所得__不動産
- ・所得__配当控除無分
- ・所得__公的年金
- ・所得__一時(2分の1前)
- ・所得__分離山林
- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期優良
- ・所得__分離未公開株式
- ・所得__特控後__短期
- ・所得__特控後__長期優良
- ・所得__特控後__未公開株式
- ・総所得金額等
- ・先物取引繰越控除
- ・前々年の変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__長期一般
- ・特別控除__山林
- ・給与収入(一般)
- ・本人__特別障害
- ・本人__寡婦
- ・本人__未成年
- ・同一生計配偶者あり(老人)
- ・扶養__特定
- ・扶養__障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- ・非課税所得区分1
- ・控除__医療費
- ・控除__生保
- ・控除__配偶者特別
- ・控除__扶養
- ・生命保険__支払額
- ・損害保険__旧長期
- ・退職__所得税用退職
- ・所得税__控除__損保
- ・所得税__控除__寄付金
- ・所得税__その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- ・計算値__所得税額
- ・課標__総合(実計)
- ・課標__退職
- ・課標__短期軽減
- ・課標__上場株式
- ・課標__合計
- ・市__山林
- ・市__短期
- ・市__長期優良
- ・市__未公開株式
- ・市__配当控除
- ・市__定率控除額
- ・市__減免額(所得割)
- ・県__総合
- ・県__退職
- ・県__短期軽減
- ・県__長期居住
- ・県__先物取引
- ・県__外国税額控除
- ・年度分
- ・処理日
- ・異動事由補足
- ・指定番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得__肉用牛
- ・所得__肉用牛
- ・所得__配当(少額)
- ・所得__雑
- ・所得__総合短期
- ・所得__退職
- ・所得__分離短期軽減
- ・所得__分離長期居住
- ・所得__分離先物取引
- ・所得__特控後__短期軽減
- ・所得__特控後__長期居住
- ・合計所得金額
- ・純損失
- ・専従者控除__配偶者
- ・前年の変動所得
- ・特別控除__一時
- ・特別控除__短期
- ・特別控除__長期優良
- ・特別控除__上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人__他障害
- ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり
- ・配偶者所得
- ・扶養__老人同居
- ・扶養__障害(特別合計)
- ・専従者__配偶者
- ・非課税所得金額1
- ・控除__社会保険料
- ・控除__損保
- ・控除__配偶者
- ・控除__扶養障害
- ・生命保険__個人年金
- ・所得控除__合計
- ・退職__勤続年数
- ・所得税__控除__生保
- ・所得税__合計所得
- ・所得税__所得税額
- ・計算値__配当控除
- ・保育用所得税額
- ・課標__肉用牛
- ・課標__事業雑
- ・課標__長期優良
- ・課標__未公開株式
- ・市__総合
- ・市__退職
- ・市__短期軽減
- ・市__長期居住
- ・市__先物取引
- ・市__外国税額控除
- ・市__端数
- ・市__均等割
- ・県__肉用牛
- ・県__事業雑
- ・県__長期一般
- ・県__上場株式
- ・県__合計
- ・県__調整額
- ・算定団体コード
- ・異動日
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・税務署連絡区分
- ・手入力区分
- ・所得__営業等
- ・所得__漁業(営業等内訳)
- ・所得__営業等
- ・所得__株式配当
- ・所得__給与
- ・所得__譲渡一時
- ・所得__総合譲渡長期
- ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離長期一般
- ・所得__分離上場株式
- ・所得__特控後__山林
- ・所得__特控後__長期一般
- ・所得__特控後__上場株式
- ・総所得金額
- ・雑損失
- ・専従者控除__その他
- ・変動所得
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期居住
- ・特別控除__未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人__老年者
- ・本人__勤労学生
- ・同一生計配偶者あり
- ・扶養__一般
- ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(その他)
- ・専従者__その他
- ・控除__雑損
- ・控除__小規模
- ・控除__寄付金
- ・控除__本人
- ・控除__基礎
- ・損害保険__地震
- ・退職__退職収入
- ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__所得控除計
- ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__特別減税額
- ・課標__総合
- ・課標__山林
- ・課標__短期
- ・課標__長期居住
- ・課標__先物取引
- ・市__肉用牛
- ・市__事業雑
- ・市__長期一般
- ・市__上場株式
- ・市__合計
- ・市__調整額
- ・市__所得割
- ・市__減免額(均等割)
- ・県__山林
- ・県__短期
- ・県__長期優良
- ・県__未公開株式
- ・県__配当控除
- ・県__定率控除額

- ・県__端数
- ・県__均等割
- ・収入__営業等
- ・収入__他事(営業等内数)
- ・収入__不動産
- ・収入__配当(控除無分)
- ・収入__一時
- ・収入__分離事業雑
- ・収入__分離長期一般
- ・収入__分離山林
- ・収入__先物取引
- ・損益__分離短期軽減
- ・損益__分離長期優良
- ・損益__分離山林
- ・国保__繰越損失
- ・特例適用条文短期
- ・配当譲渡割の控除額(市町村)
- ・併徴元区分
- ・強制親区分
- ・更新時間
- ・市__老年者経過
- ・県__配当譲渡割控除不足額
- ・所得__分離長期居住特例
- ・収入__配当(一般外貨)
- ・強制発送区分
- ・資料番号
- ・市__住宅取得控除
- ・県__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等可能額
- ・調査コード
- ・住宅用所得税額
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・市__寄附金
- ・収入__分離上場配当課標
- ・住宅借入金等可能額(H21～)
- ・翌年度用社保
- ・普徴減免開始月
- ・国外所得総額
- ・特定寄附金
- ・認定NPO寄附金
- ・金額予備項目12
- ・金額予備項目15
- ・生命保険__介護医療
- ・金額予備項目17
- ・金額予備項目20
- ・本人__ひとり親
- ・内)所得__その他雑
- ・県__所得割
- ・県__減免額(均等割)
- ・収入__営業(営業等内数)
- ・収入__農業
- ・収入__利子
- ・収入__総合譲渡短期
- ・収入__分離短期
- ・収入__分離長期優良
- ・収入__分離上場株式
- ・損益__経常所得
- ・損益__総合譲渡短期
- ・損益__分離長期居住
- ・損益__退職
- ・国保__繰越損失軽減用
- ・特例適用条文予備
- ・配当譲渡割の控除額(県)
- ・転送区分
- ・システム作成日
- ・更新職員宛番号
- ・県__老年者経過
- ・市__調整控除額
- ・長期居住特例繰越損失
- ・所得__配当(私募)
- ・所得__配当(私募)
- ・所得__外国税額控除
- ・住宅取得等控除__入力値
- ・県__住宅取得控除
- ・翌年申告作成区分
- ・県__税源移譲__入力値
- ・上場配当繰越損失
- ・譲渡割額
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・県__寄附金
- ・上場配当
- ・還付加算起算日
- ・特徴減免開始月
- ・外国所得税額
- ・震災関連寄附金
- ・寄附金税額控除
- ・金額予備項目13
- ・新生命保険__支払額
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目18
- ・給与__所得金額調整控除適用区分
- ・内)収入__その他雑
- ・内)所得__業務雑
- ・県__減免額(所得割)
- ・差引年税額
- ・収入__漁業(営業等内数)
- ・収入__肉用牛
- ・収入__株式配当
- ・収入__雑
- ・収入__総合譲渡長期
- ・収入__分離短期軽減
- ・収入__分離長期居住
- ・収入__分離未公開株式
- ・損益__分離短期
- ・損益__分離長期一般
- ・損益__譲渡一時
- ・国保__推定所得
- ・特例適用条文長期
- ・配当割額
- ・決裁区分
- ・株式譲渡繰越損失
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・市__配当譲渡割控除不足額
- ・県__調整控除額
- ・収入__配当(私募)
- ・所得__配当(一般外貨)
- ・所得__住宅ローン控除
- ・市__税源移譲__入力値
- ・市__税源移譲税額控除
- ・住宅取得等特別控除__計算値
- ・発送区分
- ・住宅用課税標準額
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・所得__分離上場配当
- ・県__上場配当
- ・翌年度用給与支払額
- ・減免区分
- ・減免率
- ・扶養__年少
- ・特定震災指定寄附金
- ・金額予備項目11
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険__個人年金
- ・金額予備項目16
- ・金額予備項目19
- ・給与所得金額調整控除額
- ・内)収入__業務雑

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2. 当初資料情報

○給与支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・控除_小規模企業共済等掛金
- ・控除_損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険_長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人_老年人
- ・本人_勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入区分1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険_支払額
- ・住宅借入金等特別控除適用数
- ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無
- ・給与_所得金額調整控除額
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者(特別)控除
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・控除_社会保険料
- ・控除_住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人_夫あり
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入金区分2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・非居住者である親族の数
- ・パンチイメージ番号
- ・控除_基礎
- ・本人_ひとり親
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・(源泉)控除対象配偶者あり
- ・扶養_特定
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(その他)
- ・控除_生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険_個人年金支払額
- ・本人_未成年
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入金区分3
- ・生命保険_支払額
- ・生命保険_介護医療支払額
- ・控除対象扶養親族の欄外記載有無
- ・摘要欄

○年金支払報告書

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)
- ・本人_老年人
- ・本人_勤労学生
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・パンチイメージ番号
- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者(特別)控除
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・扶養_特定
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・(源泉)控除対象配偶者あり
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・控除_社会保険料
- ・本人_夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○確定申告書・住民税申告書

- 宛名番号
- バッチ連番
- 合算区分
- 指定番号
- パンチ生年月日
- 税務署連絡区分
- 手入力区分
- 所得_他事(営業等内訳)
- 所得_肉用牛(免税・免外計)
- 所得_配当(少額)
- 所得_雑
- 所得_総合短期
- 所得_分離山林
- 所得_分離短期軽減
- 所得_分離長期(居住)
- 所得_分離先物取引
- 総所得金額等
- 先物取引繰越控除
- 平均課税(前々年変動所得)
- 平均課税(臨時所得)
- 特別控除_短期
- 特別控除_長期(優良)
- 特別控除_上場株式
- 給与収入(専従)
- 本人_特別障害
- 本人_寡婦
- 本人_未成年
- 同一生計配偶者あり(老人)
- 扶養_特定
- 扶養_障害(特別同居)
- 青色申告区分
- 非課税所得区分1
- 控除_医療費
- 控除_生命保険料
- 控除_配偶者特別
- 控除_扶養
- 生命保険_支払額
- 損害保険_長期支払額
- 退職_所得税用退職所得
- 所得税_控除_損害保険料
- 所得税_控除_寄附金
- 所得税_その他税額控除
- 計算値_控除額合計
- 計算値_所得税額
- 収入_漁業(営業等内数)
- 収入_肉用牛
- 収入_配当(配当控除適用分)
- 収入_雑
- 収入_総合譲渡長期
- 収入_分離短期
- 収入_分離長期(優良)
- 収入_分離上場株式
- 特例摘要条文長期
- エラー区分
- 更新日
- 更新端末番号
- 併徴先判定区分
- 転送日
- 収入_配当(私募証券)
- 所得_配当(一般外貨建等証券)
- 住宅取得等特別控除
- 住宅取得等特別控除可能額
- 調査コード
- 金額予備10
- 金額予備10(共同基金・口主等)
- 金額予備10(主各例指)
- 金額予備10(都道府県各例指)
- 年度分
- 処理コード
- 申告区分
- 整理番号
- パンチ氏名カナ
- 警告エラー無視サイン
- 所得_営業等
- 所得_漁業(営業等内訳)
- 所得_肉用牛(免外売却価格)
- 所得_給与
- 所得_譲渡一時
- 所得_総合譲渡長期(2分の1前)
- 所得_分離事業雑
- 所得_分離長期(一般)
- 所得_分離上場株式
- 合計所得金額
- 純損失の金額
- 専従者控除_配偶者
- 平均課税(前年の変動所得)
- 特別控除_一時
- 特別控除_短期軽減
- 特別控除_長期(居住)
- 特別控除_未公開株式
- 給与(特定控除)
- 本人_その他障害
- 本人_寡夫
- 本人_夫あり
- 配偶者所得
- 扶養_老人同居
- 扶養_障害(特別合計)
- 専従者_配偶者
- 非課税所得金額1
- 控除_社会保険料
- 控除_損害保険料
- 控除_配偶者
- 控除_障害(扶養控除内数)
- 生命保険_個人年金支払額
- 所得控除_合計
- 退職_勤続年数
- 所得税_控除_生命保険料
- 所得税_合計所得
- 所得税_所得税額
- 計算値_配当控除
- 収入_営業等
- 収入_他事(営業等内数)
- 収入_不動産
- 収入_配当(配当控除適用無分)
- 収入_一時
- 収入_分離事業
- 収入_分離短期軽減
- 収入_分離長期(居住)
- 収入_分離未公開株式
- 特例摘要条文短期
- エラー内容
- 更新時間
- 配当割額
- 転送区分
- 所得_長期(居住特例)
- 収入_配当(一般外貨建)
- 所得_配当(一般外貨建)
- 所得税_外国税額控除
- 翌年申告作成区分
- 税源移譲減額計算値
- 金額予備8
- 譲渡割額
- 作成日
- 更新職員宛名番号
- 株式譲渡繰越損失
- 転送先コード
- 長期(居住特例)の繰越損失
- 所得_配当(私募証券)
- 所得税_住宅ローン控除
- 住宅取得等特別控除計算値
- 発送区分
- 金額予備9
- 寄附金(ふるさと納税)
- 算定団体コード
- 資料番号
- 徴収区分
- 受給者番号
- 納税者番号
- 強制課税区分
- 所得_営業(営業等内訳)
- 所得_農業
- 所得_不動産
- 所得_配当(配当控除適用無分)
- 所得_公的年金
- 所得_一時(2分の1前)
- 所得_退職
- 所得_分離短期
- 所得_分離長期(優良)
- 所得_分離未公開株式
- 総所得金額
- 雑損失の金額
- 専従者控除_その他
- 平均課税(変動所得)
- 特別控除_総合譲渡
- 特別控除_長期(一般)
- 特別控除_山林
- 給与収入(一般)
- 公的年金収入
- 本人_老年者
- 本人_勤労学生
- 同一生計配偶者あり
- 扶養_一般
- 扶養_老人合計
- 扶養_障害(その他)
- 専従者_その他
- 控除_雑損
- 控除_小規模企業共済等掛金
- 控除_寄附金
- 控除_本人
- 控除_基礎
- 損害保険_地震支払額
- 退職_退職収入(現年課税分)
- 退職_障害区分
- 所得税_控除_配偶者特別
- 所得税_所得控除計
- 計算値_合計所得金額
- 計算値_特別減税額
- 収入_営業(営業等内数)
- 収入_農業
- 収入_配当(少額配当分)
- 収入_総合譲渡短期
- 雑
- 収入_分離長期(一般)
- 収入_分離山林
- 収入_分離先物取引
- 特例摘要条文予備

- ・奇附金(共同券金・口亦又部) ・奇附金(巾着例指定) ・奇附金(都道府県条例指定)
- ・所得__分離上場配当 ・収入__分離上場配当 ・住宅取得等可能額(H21～)
- ・算入強制区分 ・強制親区分 ・国税連携区分
- ・還付申告区分 ・エラー詳細コード ・扶養__年少
- ・特定寄附金 ・震災関連寄附金(限度額80%の分) ・特定震災指定寄附金(税額控除適用)
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分) ・寄附金控除(税額控除) ・退職__特定役員区分
- ・金額予備項目12 ・金額予備項目13 ・金額予備項目14
- ・金額予備項目15 ・申告日時 ・新生命保険__支払額
- ・新生命保険__個人年金支払額 ・生命保険__介護医療支払額 ・医療費の支払額
- ・金額予備項目16 ・金額予備項目17 ・金額予備項目18
- ・金額予備項目19 ・金額予備項目20 ・寄附金(ワンストップ特例)
- ・市民税 外国税額控除 ・県民税 外国税額控除 ・給与__所得金額調整控除適用区分
- ・給与所得金額調整控除額 ・本人__ひとり親 ・(内)収入__その他雑
- ・(内)収入__業務雑 ・(内)所得__その他雑 ・(内)所得__業務雑

○扶養関係

- ・宛名番号 ・年度分 ・扶養者宛名番号
- ・扶養関係コード ・履歴連番 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号 ・照会区分 ・被扶養者宛名番号

○申告特例通知書

- ・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード
- ・バッチ連番 ・処理コード ・資料番号
- ・寄附先コード ・パンチ氏名かな ・パンチ生年月日
- ・パンチ性別 ・合計寄附金額 ・入力日
- ・算入強制区分 ・作成日 ・更新日
- ・更新時間 ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号
- ・訂正区分

○記載番号情報

- ・宛名番号 ・年度分 ・バッチ連番
- ・処理コード ・合算区分 ・対象区分
- ・記載順 ・記載個人番号 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 年金特徴情報

○年金特徴対象者情報

- ・捕捉年度
- ・履歴番号
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード
- ・年金コード
- ・性別
- ・郵便番号
- ・各種区分コード
- ・各種年月日
- ・各種金額3
- ・特徴開始月
- ・突合結果コード
- ・レコード番号
- ・更新時間
- ・各種金額4
- ・各種金額7
- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・レコード区分
- ・通知内容コード
- ・作成年月日
- ・予備2
- ・氏名カナ
- ・住所カナ
- ・処理結果コード
- ・各種金額1
- ・予備4
- ・特徴開始期別
- ・突合区分
- ・システム作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・各種金額5
- ・各種金額8
- ・データ区分
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所漢字
- ・予備3
- ・各種金額2
- ・年金保険者用整理番号2
- ・特徴依頼日
- ・特徴状態
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

○年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)

- ・捕捉年度
- ・ファイル名
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード
- ・年金コード
- ・性別
- ・郵便番号
- ・各種区分コード
- ・各種年月日
- ・各種金額欄(金額3)
- ・レコード番号
- ・更新時間
- ・各種金額4
- ・各種金額7
- ・個人番号
- ・依頼周期
- ・レコード区分
- ・通知内容コード
- ・作成年月日
- ・予備2
- ・氏名カナ
- ・住所(カナ)
- ・処理結果コード
- ・各種金額欄(金額1)
- ・予備4
- ・システム作成日
- ・職員宛名番号
- ・各種金額5
- ・各種金額8
- ・依頼年月日
- ・市町村コード
- ・予備1
- ・年金保険者用整理番号1
- ・生年月日
- ・氏名漢字
- ・住所(漢字)
- ・予備3
- ・各種金額欄(金額2)
- ・年金保険者用整理番号2
- ・更新日
- ・端末番号
- ・各種金額6
- ・停止年月

4. 宛名基本

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・適用日
- ・登録業務
- ・住民票コード
- ・世帯番号
- ・現存区分
- ・人格区分
- ・国籍コード
- ・大字コード
- ・代表者肩書
- ・班コード
- ・小学校区コード
- ・中学校区コード
- ・投票区コード
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・和暦生年月日
- ・表示用生年月日
- ・性別
- ・市町村コード
- ・大字コード
- ・行政区コード
- ・自治コード
- ・氏名かな
- ・氏名漢字
- ・本名かな
- ・本名漢字
- ・郵便番号
- ・郵便番号BC
- ・町名
- ・番地
- ・地区コード
- ・枝番1
- ・電話区分
- ・FAX
- ・メールアドレス
- ・郵便返却区分
- ・登録事由
- ・重複統一用個人番号
- ・番号制度個人番号
- ・番号制度法人番号
- ・支所コード
- ・本番
- ・代表者氏名
- ・電話番号

5. 統合宛名

- ・統合宛名番号
- ・個人番号
- ・内字氏名
- ・住所_住所コード
- ・住所_内字方書
- ・通称名_フリガナ
- ・英字氏名
- ・履歴連番
- ・住民種別
- ・フリガナ
- ・住所_漢字住所
- ・住所_郵便番号
- ・通称名_漢字氏名
- ・併記名_漢字氏名
- ・符号取得状況
- ・システムコード
- ・住民状態
- ・性別
- ・住所_内字住所
- ・通称名_漢字氏名
- ・併記名_内字氏名
- ・削除フラグ
- ・個別宛名番号
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・住所_漢字方書
- ・通称名_内字氏名
- ・併記名_フリガナ

6. 障害者情報

○賦課期日情報

- ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
 - ・本人__老年者
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・住登外課税区分
 - ・生保開始日
 - ・発送管理1
 - ・発送管理4
 - ・発送管理7
- ・年度
 - ・氏名カナ
 - ・性別
 - ・方書
 - ・班コード
 - ・世帯主氏名漢字
 - ・続柄区分
 - ・続柄コード3
 - ・人格区分
 - ・住民でなくなる日
 - ・配偶者宛名番号
 - ・障害者区分2
 - ・介護保険資格
 - ・国民年金番号
 - ・各種情報3
 - ・前年申告区分
 - ・本人__未成年
 - ・更新時間
 - ・郵便番号
 - ・市町村コード
 - ・生保終了日
 - ・発送管理2
 - ・発送管理5
- ・算定団体コード
 - ・氏名漢字
 - ・町名
 - ・地区コード
 - ・世帯番号
 - ・記載順位
 - ・続柄コード1
 - ・続柄コード4
 - ・住民となる判定日
 - ・住民でなくなる事由
 - ・生活保護区分
 - ・障害者区分3
 - ・国民年金資格
 - ・後期高齢資格
 - ・各種情報4
 - ・前年徴収区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・郵便番号BC
 - ・申告発送日
 - ・詳細コード
 - ・発送管理3
 - ・発送管理6

7. 生活保護情報

○賦課期日情報

- ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・生年月日
 - ・番地
 - ・行政区コード
 - ・世帯主かな
 - ・続柄名
 - ・続柄コード2
 - ・現存区分
 - ・住民となる事由
 - ・転出確定区分
 - ・障害者区分1
 - ・国保資格
 - ・国民年金記号
 - ・各種情報2
 - ・申告書作成区分
 - ・本人__老年者
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・住登外課税区分
 - ・生保開始日
 - ・発送管理1
 - ・発送管理4
 - ・発送管理7
- ・年度
 - ・氏名カナ
 - ・性別
 - ・方書
 - ・班コード
 - ・世帯主氏名漢字
 - ・続柄区分
 - ・続柄コード3
 - ・人格区分
 - ・住民でなくなる日
 - ・配偶者宛名番号
 - ・障害者区分2
 - ・介護保険資格
 - ・国民年金番号
 - ・各種情報3
 - ・前年申告区分
 - ・本人__未成年
 - ・更新時間
 - ・郵便番号
 - ・市町村コード
 - ・生保終了日
 - ・発送管理2
 - ・発送管理5
- ・算定団体コード
 - ・氏名漢字
 - ・町名
 - ・地区コード
 - ・世帯番号
 - ・記載順位
 - ・続柄コード1
 - ・続柄コード4
 - ・住民となる判定日
 - ・住民でなくなる事由
 - ・生活保護区分
 - ・障害者区分3
 - ・国民年金資格
 - ・後期高齢資格
 - ・各種情報4
 - ・前年徴収区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・郵便番号BC
 - ・申告発送日
 - ・詳細コード
 - ・発送管理3
 - ・発送管理6

8. 事業所情報

- ・科目コード
 - ・大分類コード
 - ・納付書出力区分
 - ・作成日
 - ・更新職員宛名番号
 - ・公務員区分
 - ・郵便作成区分
 - ・普徴義務者区分
 - ・個人事業主一人番号
- ・科目詳細コード
 - ・中分類コード
 - ・事業所ソート区分
 - ・更新日
 - ・更新端末番号
 - ・納期特例区分
 - ・国番
 - ・事業所予備3
- ・宛名番号
 - ・小分類コード
 - ・連絡先
 - ・更新時間
 - ・共済区分
 - ・総括はがき作成区分
 - ・事業所予備1
 - ・義務者取消区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告が代理人であった場合には、委任状の提出と身分証明書の提示を求めることで申告者の情報であることを確認している。 ・システムに登録する際に、対象者が上尾市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他団体へ転送する等の対処を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | システムで権限管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 ・システムログイン時にパスワード認証を行っており、規定回数を超える認証失敗をした場合、ユーザのロックがかかる仕組みを有している。 |
| その他の措置の内容 | システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない | |
|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 再委託を行う場合には、再委託承認申請書を必ず提出してもらっている。 |
| その他の措置の内容 | - |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない | |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。 ・新たに提供・移転を開始するときには、個人情報保護主管課と協議する。 |
| その他の措置の内容 | ・同一機関内における特定個人情報の提供の際は、提供先の各担当課より依頼票を提出することとしており、依頼票の内容をデータ保有課・IT推進課で検査したうえで必要な情報のみ提供することとしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| - | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|--|---|--|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用回線を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>・中間サーバプラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバプラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | - | | |
| 再発防止策の内容 | - | | |
| その他の措置の内容 | 特定個人情報を含めサーバ内の情報を定期的にバックアップとして保存している。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p>・バックアップデータの保存された磁気ディスク・メディアはセキュリティの確保された室内に保管されている。</p> | | | |



| | |
|------------------------|---|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により新たに配属された職員を対象に、個人情報に配慮して業務を遂行するように担当部署内で研修を実施する。 ・情報セキュリティに関する他自治体の事故事例を担当部署内で共有する。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| — | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 行政経営部 市民税課 |
| ②請求方法 | 上尾市個人情報保護条例第13条及び第23条に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 総務部 総務課 |
| ②対応方法 | 問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 平成28年12月28日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | |
| ②実施日・期間 | |
| ③主な意見の内容 | |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成27年12月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム③他のシステムとの接続 | | 既存住民基本台帳システムを追加 | 事後 | |
| 平成27年12月28日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能 | 3国税連携機能: 所得税確定申告データ等を受信する。 | 3国税連携機能: 所得税確定申告データ等を送受信する。 | 事後 | |
| 平成27年12月28日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 市民税課長 加藤 哲俊 | 市民税課長 山崎 照正 | 事後 | |
| 平成27年12月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 | 平成27年10月 | 平成28年1月1日 | 事前 | |
| 平成27年12月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日 | 平成27年10月1日 | 平成28年1月1日 | 事前 | |
| 平成27年12月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の入手・使用>提供・移転の有無 | 移転行っている25件 | 移転を行っている26件(別紙1修正) | 事後 | |
| 平成27年12月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | (別添1) | (別添1)に以下の項目を追加 ①当初資料情報>〇給与支払報告書に「条約免除区分」「特定取得区分1」「特定取得区分2」 ②新規で当初資料情報に〇申告特例通知書・宛名番号・年度分・資料番号・寄附先コード・パンチ氏名かな・パンチ生年月日・パンチ性別・合計寄附金額・入力日・資料に記載された個人番号 | 事後 | |
| 平成28年7月22日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | | システム5(住民基本台帳ネットワークシステム)を追加 | 事後 | |
| 平成28年12月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | (別添1) | (別添1)に以下の変更を行う。 1. 課税台帳ファイル〇課税情報: 項目修正 2. 当初資料情報〇給与支払報告書: 項目修正 同、〇年金支払報告書: 項目修正 同、〇確定申告書・住民税申告書: 新規追加 同、〇扶養関係: 新規追加 同、〇申告特例通知書: 項目修正 同、〇記載番号情報: 新規追加 3. 年金特徴情報〇対象者情報: 項目修正 同、〇受理情報(天引・中止結果): 項目修正 6. 障害者情報〇賦課期日情報: 新規追加 7. 生活保護情報〇賦課期日情報: 新規追加 8. 事業所情報: 新規追加 | 事前 | |
| 平成29年9月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | | システム6(宛名管理システム)を追加 | 事前 | |
| 平成29年9月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 | 課税対象者 | 課税対象者、市外の被扶養者 | 事前 | 重要な変更 |
| 平成31年4月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能 | | 12申告書作成機能: 項目追加 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能 | | 4寄附金控除特例通知書受領機能: 項目追加 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | | 〇申告特例通知書・訂正区分: 項目追加 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | 控除対象配偶者あり 控除対象配偶者あり(老人) 配偶者特別控除 控対配あり 控対配老人 | (源泉)控除対象配偶者あり (源泉)控除対象配偶者あり(老人) 配偶者(特別)控除 同一生計配偶者あり 同一生計配偶者あり(老人) | 事後 | |
| 令和1年11月26日 | I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属 | 市民税課長 山崎 照正 | 市民税課長 | 事前 | |
| 令和3年1月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)課税情報特定個人情報ファイル記録項目 | | ・給与__所得金額調整控除適用区分 ・給与所得金額調整控除額 ・本人__ひとり親 ・内)収入__その他雑 ・内)収入__業務雑 ・内)所得__その他雑 ・内)所得__業務雑 の項目を追加 | 事前 | |
| 令和3年1月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)当初給与年金 特定個人情報ファイル記録項目 | | ・摘要欄 ・給与__所得金額調整控除額 ・控除__基礎 ・本人__ひとり親 の項目を追加 | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|--|-----------------------------|--|----|------------------------------------|
| 令和3年1月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要7. 備考(別添1)当初確定申告 特定個人情報ファイル記録項目 | | ・給与_所得金額調整控除適用区分 ・給与所得金額調整控除額 ・本人_ひとり親 ・内)収入_その他雑 ・内)収入_業務雑 ・内)所得_その他雑 ・内)所得_業務雑 の項目を追加 | 事前 | |
| 令和3年1月7日 | II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名 | 株式会社 アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス | 株式会社 RKKCS | 事後 | |
| 令和4年1月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものをのぞく) 提供先1 | ・番号法第19条第7号 | ・番号法第19条第8号 | 事後 | 法令条項番号の変更 |
| 令和4年1月18日 | I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号 | ・番号法第19条第8号 | 事後 | 法令条項番号の変更 |
| 令和4年1月18日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものをのぞく) 提供先1 ①法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号 | ・番号法第19条第8号 | 事後 | 法令条項番号の変更 |
| 令和5年1月19日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものをのぞく) 提供・移転の有無 | 提供を行っている件数 56件 | 提供を行っている件数 62件 | 事前 | 根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和6年1月9日 | 別紙1 | (別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務 | (別紙1) 番号法第19条第8号別表2に定める事務 | 事後 | 根拠法令の見直しによる形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。 |